

平成 21 年 12 月 18 日

## 主要事項・要望項目等に関する最終整理案

### 【法人税関係】

(他税目に共通するものを含む)



## 市民公益税制（案）

### ○ 認定NPO法人に係る措置

国税庁が行う特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の認定審査について、2回目以降の認定は、原則として、書面審査により行うこととし、適正性の確保については、事後的な実地確認により行うこととする。併せて、認定手続の簡素化等を図るため、次の見直しを行う。【市民公益税制】

- (1) 初回の認定を受けようとするNPO法人のパブリック・サポート・テスト等の実績判定期間を2年（原則5年）とすることができる特例の適用期限を1年延長する。
- (2) 認定NPO法人の申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類等について、次のとおり簡素化を行う。
  - ① 寄附者名簿について、初回の認定に係る申請書の添付書類であることを明確化するとともに、各事業年度の報告書類から除外し、5年間保存することを義務付ける。

（注）これに伴い、上記の保存義務違反を認定の取消事由に追加する。
  - ② 事業報告書等の所轄庁から入手することができる書類を申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類から除外し、国税庁長官が所轄庁からこれらの書類又はその写しの提出を受けるとする。

（注）これに伴い、NPO法人が特定非営利活動促進法の規定により所轄庁に対し事業報告書等の提出をしていることを認定要件に追加する。
  - ③ 「報酬又は給与を得た役員又は従業員の氏名及びその金額に関する事項」を閲覧事項及び各事業年度の報告事項から除外する。
  - ④ 「社員の親族割合又は特定法人等割合に関する事項」を閲覧事項及び

各事業年度の報告事項から除外する。

⑤ 「財産の運用及び事業運営の状況等」の書類について、2回目以降の認定申請の際には、既に各事業年度の報告書類に記載した事項の記載を不要とする。

⑥ 認定要件の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考書類としてNPO法人が提出を求められる書類をより明確化する観点から、国税庁の「認定NPO法人制度の手引」等にその事例を明示するなどの施策を講ずる。

(3) NPO法人の認定申請の標準処理期間（6月）を設定し、これを国税庁のホームページで公表する。

(4) 各都道府県庁所在地にある税務署にNPO法人の認定申請の相談窓口を設けるなど事前相談体制を充実するとともに、審査体制を強化する。

○ 所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げ

寄附金控除の適用下限額を2千円（現行5千円）に引き下げる。【市民公益税制】

（注）上記の改正は、平成22年分以後の所得税について適用する。

○ 市民公益税制プロジェクト・チームの設置

市民公益税制に係るプロジェクト・チームにおいて、寄附税制や公益活動を担う法人（NPO法人や公益法人など）に係る税制について、専門的・総合的観点から検討する。その際、次の項目についても、併せて検討する。【市民公益税制】

① 認定NPO法人の収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出（繰入れ）をした金額をその収益事業に係る寄附金の額とみなして寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入を認め

る制度（いわゆる「みなし寄附金制度」）に係る損金算入限度額の引上げについては、他の公益法人における「みなし寄附金制度」とのバランス等も踏まえつつ検討する。

- ② 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律に基づく研究開発法人に対する寄附金を指定寄附金とする制度の創設については、独立行政法人改革との関係を整理した上で、特定公益増進法人に対する寄附金から指定寄附金とする場合の効果等について検討する。
- ③ 寄附文化醸成に向けた寄附税制の拡充については、所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げを含むこれまでにを行った制度拡充の効果の検証を行うとともに、寄附金控除を年末調整の対象とするか否かについては、執行面の問題などを検討する。
- ④ 給付制奨学金事業を行う民間団体への寄附金に係る税額控除制度の創設については、特定の団体への寄附のみを税額控除化することの適否を検討する。

## 法人税制（案）

### ○ 中小軽減税率

中小軽減税率の引下げについては、課税ベースの見直しによる財源確保などと合わせ、その早急な実施に向けて真摯に検討する。【法人課税】

### ○ 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度

P

### ○ 資本に係る取引等に係る税制の整備

企業グループを対象とした法制度や会計制度が定着しつつある中、税制においても、法人の組織形態の多様化に対応するとともに、課税の中立性や公平性等を確保する観点から、次の見直しを行う。【法人課税】

#### (1) 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等

100%グループ内の内国法人間で一定の資産の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益の計上を繰り延べることとする。

（注1）上記の改正は、平成22年10月1日から適用する。

（注2）100%グループ内の法人とは、完全支配関係（原則として、発行済株式の全部を直接又は間接に保有する関係）のある法人をいう。

#### (2) 中小企業向け特例措置の大法人の100%子法人に対する適用

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る軽減税率などの制度については、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等の100%子法人には適用しないこととする。

#### (3) 連結子法人の連結開始・加入前の欠損金

連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度

の適用対象外となる連結子法人のその開始又は加入前に生じた欠損金額を、その個別所得金額を限度として、連結納税制度の下での繰越控除の対象に追加する。

※ 上記の主要3項目を含めたグループ法人税制をはじめとする資本に係る取引等に係る税制の整備の全体像については、別紙参照

## 【別紙】

### 1 グループ内取引等に係る税制

#### (1) 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等

- ① 連結法人間取引の損益の調整制度を改組し、100%グループ内の内国法人間で一定の資産の移転（非適格合併による移転を含む。）を行ったことにより生ずる譲渡損益を、その資産のそのグループ外への移転等の時に、その移転を行った法人において計上する制度とする。これに伴い、適格事後設立制度を廃止する。

（注）100%グループ内の法人とは、完全支配関係（原則として、発行済株式の全部を直接又は間接に保有する関係）のある法人をいう。

- ② 100%グループ内の法人間の非適格株式交換等を、非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度の対象から除外する。

（注）合併等の対価として一定の外国親法人株式が交付されるものを除く。

#### (2) 100%グループ内の法人間の寄附

100%グループ内の内国法人間の寄附金について、支出法人において全額損金不算入とするとともに、受領法人において全額益金不算入とする。

#### (3) 100%グループ内の法人間の資本関連取引

- ① 100%グループ内の内国法人間の現物配当（みなし配当を含む。）について、組織再編税制の一環として位置づけ、譲渡損益の計上を繰り延べる等の措置を講ずる。この場合、源泉徴収等を行わないこととする。

- ② 100%グループ内の内国法人からの受取配当について益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しない。

- ③ 100%グループ内の内国法人の株式を発行法人に対して譲渡する等の場合には、その譲渡損益を計上しない。

- ④ いわゆる無対価組織再編成について、その処理の方法等を明確化する。



(4) 中小企業向け特例措置の大法人の100%子法人に対する適用

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る次の制度については、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等の100%子法人には適用しないこととする。

- ① 軽減税率
- ② 特定同族会社の特別税率の不適用
- ③ 貸倒引当金の法定繰入率
- ④ 交際費の損金不算入制度における定額控除制度
- ⑤ 欠損金の繰戻しによる還付制度

(5) 連結納税制度

- ① 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の適用対象外となる連結子法人のその開始又は加入前に生じた欠損金額を、その個別所得金額を限度として、連結納税制度の下での繰越控除の対象に追加する。
- ② 連結納税の承認申請書の提出期限について、その適用しようとする事業年度開始の日の3月前の日（現行：6月前の日）とする。
- ③ 事業年度の中で連結親法人との間に完全支配関係が生じた場合の連結納税の承認の効力発生日の特例制度について、加入法人のその完全支配関係が生じた日（加入日）以後最初の月次決算日の翌日を効力発生日とすることができる制度に改組する。
- ④ 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度について、その開始又は加入後2月以内に連結グループから離脱する法人の有する資産を時価評価の対象から除外する。

(6) その他

その他所要の措置を講ずる。

2 資本に係る取引等に係る税制

(1) みなし配当の際の譲渡損益

- ① 100%グループ内の内国法人の株式を発行法人に対して譲渡する等の場合には、その譲渡損益を計上しない。(再掲)
- ② 自己株式として取得されることを予定して取得した株式が自己株式として取得された際に生ずるみなし配当については、益金不算入制度(外国子会社配当益金不算入制度を含む。)を適用しない。
- ③ 抱合株式については、譲渡損益を計上しない。

(2) 清算所得課税

清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行する。その際、期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する等の所要の措置を講ずる。また、連結子法人の解散を原則として連結納税の承認の取消事由から除外する。

(3) その他

- ① 適格合併等の場合における欠損金の制限措置等について、実態に応じて適用要件を見直す。
- ② 分割型分割については、みなし事業年度を設けないこととする。
- ③ 売買目的有価証券、未決済デリバティブ取引に係る契約等を適格分社型分割等により移転する場合の処理について整備を行う。
- ④ 合併類似適格分割型分割制度を廃止する。
- ⑤ 受取配当の益金不算入制度における負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度を見直す。
- ⑥ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、1(3)②、(4)及び(5)①並びに2(3)⑤を除き、平成22年10月1日から適用する。

## 法人税関係の租税特別措置の見直し等（案）

租税特別措置については、既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みを構築する観点から、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」（別紙）に基づき、ゼロベースからの見直しを行った。

その際、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、特に中小企業については最大限の配慮を行うこととした。

個別の措置の見直し内容等については、以下のとおり。

（延長・拡充等）

- 中小企業投資促進税制の適用期限を2年延長する。【要望・総務省4、厚生労働省9、農林水産省12、経済産業省16、国土交通省30】
- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長する。【要望・総務省5、厚生労働省17、経済産業省17】
- 中小企業等基盤強化税制を拡充し、資本金の額等が1億円以下の法人による仮想化ソフトウェア等を含む情報基盤強化設備等の取得に係る措置を追加する。【要望・総務省1、厚生労働省8、経済産業省19／見直し・厚生労働省2、経済産業省1】
- 試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型）を選択適用できる制度の適用期限を2年延長する。【要望・総務省2、文部科学省7、厚生労働省16、農林水産省11、経済産業省15、国土交通省16、環境省9】
- 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度及び支援事業所取引金額

が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度について、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正に伴い、障害者雇用割合の算定に係る計算式の見直し等を行う。【要望・厚生労働省 15】

- 障害者対応設備等の特別償却制度の適用期限を1年延長する。【要望・国土交通省 29】
- 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の適用期限を2年延長する。【要望・経済産業省 22】
- 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度の適用期限を2年延長する。【要望・環境省 6】
- 探鉱準備金制度又は海外探鉱準備金制度の適用期限を3年延長する。【要望・経済産業省 20】
- 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における都市開発区域等の外から内への買換えに係る措置について、過疎地域に係る関係法律の改正が行われた場合には、同地域を対象とする等の所要の措置を講ずる。【総務省 9】
- 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、中小企業倒産防止共済法の改正を前提に、対象となる掛金の見直しを行う。【要望・経済産業省 9】
- 農林中央金庫の合併等に係る課税の特例における農林中央金庫等の合併に係る措置の適用期限を3年延長する。【要望・農林水産省 7、8、9】

- 独立行政法人地域医療機能推進機構法の制定を前提に、次の措置を講ずる。  
【要望・厚生労働省 11】
  - (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構を所得税法別表第一（公共法人等の表）、法人税法別表第一（公共法人の表）、登録免許税法別表第二（非課税法人の表）及び印紙税法別表第二（非課税法人の表）に追加する。
  - (2) 収益事業から除外する措置について、公益社団法人等が独立行政法人地域医療機能推進機構から委託を受けて行う社会保険病院等の運営又は管理に係る医療保健業を追加する等の所要の措置を講ずる。
  
- 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、予算措置を前提に、対象となる国庫補助金等の範囲に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金で高速不揮発メモリ機能技術開発事業（仮称）等に係るものを追加する。【要望・経済産業省 35】
  
- 交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。【要望・経済産業省 18】
  
- 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。  
【要望にない項目等・その他6】
  
- 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限を2年延長する。【要望にない項目等・その他7】

(廃止・縮減等)

- 情報基盤強化税制について、適用期限の到来をもって廃止する。【要望・総務省1、厚生労働省8、経済産業省19／見直し・厚生労働省2、経済産業省1】
- エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備から地方ガス天然ガス化設備等を除外する等の見直しを行う。【見直し・経済産業省5】
- 中小企業等基盤強化税制について、対象から特定旅館業を営む大規模法人に係る措置を除外する。【見直し・国土交通省10】
- 公害防止用設備の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を1年延長する。【要望・環境省4／見直し・農林水産省2、経済産業省4、環境省1、2】
  - (1) 対象設備から揮発性有機化合物排出抑制設備及び産業廃棄物処理用設備を除外する。
  - (2) 対象となるPCB汚染物等処理用設備及び石綿含有廃棄物無害化処理用設備を環境大臣の認定を受けたPCB汚染物等又は石綿含有廃棄物の無害化処理に使用するものに限定する。
- 地震防災対策用資産の特別償却制度における耐震改修工事に係る措置について、適用期限の到来をもって廃止する。【要望・内閣府3、厚生労働省10、国土交通省9、10】
- 特定電気通信設備等の特別償却制度について、適用期限の到来をもって廃止する。【見直し・総務省1、2、3、4】
- 資源再生化設備等の特別償却制度について、適用期限の到来をもって廃止

する。【要望・農林水産省 13、環境省 5 / 見直し・農林水産省 3、国土交通省 1、環境省 3】

- 特定地域における工業用機械等の特別償却制度のうち過疎地域に係る措置について、関係法律の改正が行われた場合には、ソフトウェア業を対象事業から除外する等の所要の見直しを行った上、その適用期限を1年延長する。  
【要望・総務省 8、農林水産省 14、国土交通省 19】
- 優良賃貸住宅の割増償却制度における中心市街地優良賃貸住宅に係る措置について、適用期限の到来をもって廃止する。【見直し・国土交通省 5、6】
- 海外投資等損失準備金制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。【要望・経済産業省 21 / 見直し・農林水産省 1】
  - (1) 資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人に係る準備金積立率を 90% (現行 100%) に引き下げる。
  - (2) 資源開発事業等の対象となる資源から石炭及び木材を除外する。
- 保険会社等の異常危険準備金制度における火災保険等及び火災共済に係る準備金積立率の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。【要望・金融庁 20、経済産業省 27 / 見直し・経済産業省 3】
  - (1) 火災共済に係る準備金積立率を 2% (現行 2.5%) に引き下げる。
  - (2) 火災保険等及び火災共済に係る準備金積立率の特例について、次の見直しを行う。
    - ① 特例積立率を 4% (現行火災保険等については 4%、火災共済については 5%) とする。
    - ② 対象となる事業年度について、準備金の積立事業年度末の残高が、火

災保険等については正味収入保険料の30%を超える事業年度を、火災共済協同組合連合会が行う火災共済については正味収入共済掛金の75%（火災共済協同組合が行う火災共済は60%）を超える事業年度を、それぞれ除外する。

- 農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例について、次の見直しを行う。【要望・農林水産省 22/要望にない項目等・租税特別措置の見直し3】
  - (1) 対象となる法人から特定農業団体及びこれに準ずる組織を除外する。
  - (2) 予算措置を前提に、対象となる交付金等に米戸別所得補償モデル事業交付金（仮称）及び水田利活用自給力向上事業交付金（仮称）を追加する。
  
- 地域再生法に規定する特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例は廃止する。【見直し・内閣府2】
  
- 特定目的会社に係る課税の特例等における導管性要件について、国内募集割合を50%超とする要件の対象から特定社債を除外し、特定出資を追加する等の見直しを行う。【要望・金融庁 23、国土交通省 18/要望にない項目等・租税特別措置の見直し4】



## 【別紙】

### 租税特別措置の見直しに関する基本方針

#### 1. 見直しの対象

- (1) 租税特別措置の見直しは、租税特別措置法に規定された措置や特例等のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置（以下「政策税制措置」という。）に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの（現時点で 241 項目）の全てについて、今後 4 年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとするを基本とする。

#### 2. 見直しの方針（「ふるい」）

租税特別措置の見直しに当たっては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、以下の方針により行うこととする。

- (1) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのある措置については、その期限到来時に廃止する（サンセット）。ただし、別添の「指針」に照らして合理性、有効性及び相当性のすべてが明確に認められる措置に限り、その内容の厳格な絞込みを前提に、原則として 3 年以下の期限を付して存続させることを検討する。  
なお、別添の「指針」に照らして厳格な見直しを行った結果、実質的に同じ内容の措置を 20 年を超えて存続させることとなる場合には、原則として、期限の定めのない措置とすることを検討する。
- (2) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのない措置については、関連する措置を見直す場合等の適時に、別添の「指針」に照らして、

その適用状況や政策評価等を踏まえて存続の必要性を判断し、存続させる場合は、内容の厳格な見直しを行う。

なお、期限の定めのない措置のうち、もはや適用状況や政策評価等を踏まえた必要性を判断する必要がなく、かつ、課税の公平原則を逸脱するものではないと明確に認められるものについては、本則化の適否を検討する。

- (3) 政策税制措置を新設又は拡充する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、その費用対効果の見通しと検証可能性に留意しつつ、別添の「指針」を踏まえてその緊要性を厳格に判断し、原則として、3年以下の期限を付すものとする。

以上

(別添)

政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）

- 背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
    - 1. 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているか。
    - 2. 当初の政策目標が既に達成されていないか。
  
  - 政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか
    - 3. 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか。
    - 4. 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性（費用対効果）が客観的に確認されているか。
  
  - 補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか
    - 5. 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確に役割分担がなされているか。
    - 6. 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手段としての的確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか。
- ※ 上記の「合理性」、「有効性」、「相当性」の検証に当たっては、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等については、特に厳格に判断する。

## いわゆる「租特透明化法案」について（案）

- 租税特別措置の適用実態を明確にし、その効果の検証に役立つ仕組みを構築するため、別紙の「租特透明化法案（仮称）」の概要を税制改正大綱に盛り込む。【租特透明化法】
  
- 租税特別措置の適用実態を透明化するため、措置ごとの適用数や適用額、高額適用法人の個社ごとの適用額等を公表する。なお、法施行後、適用実態調査の結果等を踏まえ、国会への報告のあり方について必要な検討を行う旨、税制改正大綱に盛り込む。【租特透明化法】

## 【別紙】

### 租特透明化法案（仮称）の概要（案）

#### 1. 目的

租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与する。

#### 2. 対象とする租税特別措置

対象とする「租税特別措置」は、租税特別措置法に規定する措置・特例等のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたもの（租税特別措置法の条番号により特定）とする。

#### 3. 適用額明細書の提出義務

法人税申告書を提出する法人であって法人税関係特別措置（増収効果のあるもの等を除く。）の適用を受けようとするものは、適用額明細書を当該法人税申告書に添付しなければならないこととする。（平成23年4月1日以後終了する事業年度の申告から適用する。）

なお、適用額明細書の提出及び適正な記載を担保するため、その不提出や虚偽記載については、やむを得ない事情がある場合を除き、法人税関係特別措置を適用しないこととする。

（注）「適用額明細書」とは、法人税申告書を提出する法人が、その法人税申告書において適用を受ける各法人税関係特別措置の内容、適用額（税額控除額、特別償却限度額、準備金や積立金の額等）等必要な事項を記載した一覧表をいう。

#### 4. 適用実態調査の実施

（1）財務大臣は、法人税関係特別措置について、適用額明細書に記載された事項を集計することにより、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等の適用の実態を調査する。

(2) 上記のほか、財務大臣は、租税特別措置の適用の実態を調査する必要があると認めるときは、税務署長に提出される調書等を利用し、並びに行政機関その他の関係団体に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

#### 5. 報告書の作成と国会への提出

財務大臣は、毎会計年度、上記4.の調査により把握した租税特別措置ごとの適用数や適用額の総額、法人税関係特別措置ごとの高額適用額その他の事項を記載した適用実態調査の結果に関する報告書を作成し、内閣は、これを国会に提出しなければならないこととする。

なお、この報告書は、翌年1月に開会される国会の常会に提出することを常例とする。

#### 6. 適用実態調査情報の提供

行政機関の長等は、政策評価を行うため、財務大臣に対し、適用実態調査により収集した情報（以下「適用実態調査情報」という。）の提供を求めることができることとする。

#### 7. 適用実態調査情報の管理・利用制限

財務大臣及び行政機関の長等は、適用実態調査情報を適正に管理することとし、適用実態調査情報の目的外の利用や提供をしてはならないこととする。

また、適用実態調査情報の取扱いに従事する者又は従事していた者に対して、守秘義務を課する。